

令和 3 年 12 月美作市定例教育委員会会議録

開催期日	令和 3 年 12 月 22 日 (水)	開催場所	作東総合支所 2 階 応接会議室	
開会時間	午前 10 時 00 分	閉会時間	午前 10 時 23 分	
出席委員	教育長	福田 昌 弘	職務代理者	平 田 邦 義
	委員	岡 本 美 幸	委員	万 殿 貴 志
	委員	山 本 敏 子		

会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	平 田 幸 春	教育総務課長	赤 堀 卓 司
学校教育課長	甲 本 智 之	社会教育課長	春 名 徹 也
教育総務課課長補佐	小 阪 田 章	教育総務課課長補佐	渡 邊 祥 子
学校教育課課長補佐	井 口 博 文	社会教育課課長補佐	皆 木 いそ美
教育総務課係長	河 本 俊 介	社会教育課係長	池 田 和 雅

日程 第 1 開会

午前 10 時 00 分、12 月定例教育委員会を開会する。

- ・河本係長、失礼します。それでは、ただいまから令和 3 年 12 月美作市定例教育委員会を開催いたします。なお、本日傍聴希望の方はおられません。

「日程第 2 教育長あいさつ」 福田教育長より、ご挨拶をお願いいたします。

日程 第 2 教育長あいさつ

- ・福田教育長、それでは 12 月の定例教育委員会について、委員全員出席ですので、教育委員会を開催したいと思います。
- 市内の小中学校は、明日、終業式を向かえて冬季休業に入ります。2 学期の学校行事について非常事態宣言は解除されている中で充実した行事が行われ、働き方改革とは逆行した形ですが、頑張っていました。
- 生徒指導事案も少し発生していますが、個別に対応して大事に至っていない状況です。

日程 第 3 会議録署名委員の指名について

- ・福田教育長、会議録署名委員に山本委員を指名する。

日程第 4 教育長の報告

- ・福田教育長、今回はございません。

日程第 5 議案審議

- ・福田教育長、「議案第 24 号 美作市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」前回からの継続審議となっております。教育総務課より説明をお願いします。
- ・赤堀課長、「議案第 24 号 美作市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」

説明させていただきます。

本訓令に定める手続きについて校務支援システムを利用し、記録をもって、書類の提出に代えることができるようにするためにございます。資料をご覧ください。

今回の改正につきましては、出勤簿について従来は印鑑を押しておりましたが、校務支援システム「ミライム」を活用しまして、出勤につきましては、パソコンで管理を行うものでございます。将来的には、いろいろな機能を使いながら活用していきます。前回、手続きのイメージが見ることができればとご指摘がありましたので、後ほど資料を見ていただければと思います。この資料の最後に出勤簿を打ち出したものがあります。万が一、出勤ボタンを押し忘れた場合につきましては、所属長である校長が出勤を確認して、校長が出勤時間を入力する形となります。

- ・ 平田委員、前は、イメージがしにくかったが、資料を見てイメージができました。今回は、出勤簿だけということで、他は今後の課題ということですか。
- ・ 赤堀課長、今回は出勤簿のみであり、今後、利用できるものがあれば検討していきたい。
- ・ 万殿委員、現在も紙で残す仕組みは、改善されていないのですか。
- ・ 甲本課長、県費職員はこのシステムを活用していく形になりますが、例えば休職する時の手続きに出勤簿の写しを県に提出しなければならないため、紙で残しておく必要があります。

従来から「ミライム」を活用しまして、出退勤のデータを学校教育課へ提出していただきまして、どれくらいの超過勤務があるのか把握するために行っていました。

- ・ 岡本委員、この「ミライム」は、岡山県で利用されていますか、全国でも利用されていますか。
- ・ 甲本課長、他の市町村でも多く利用されています。県立学校は利用していますが、出勤簿として利用はしていません。
- ・ 岡本委員、市職員も利用していますか。
- ・ 甲本課長、市職員は利用できません、学校職員が利用できるものです。
- ・ 平田委員、「ミライム」で先生方の時間外勤務もわかりますか。
- ・ 甲本課長、人ごとに超過時間数がわかります。
- ・ 岡本委員、非常勤講師も利用していますか。
- ・ 甲本課長、県費の職員に関しては利用していますが、市費職員に関しては従来通り出勤簿に押印して提出してもらっています。
- ・ 山本委員、このシステムの活用について、教育委員会からの提案ですか、現場からの意見ですか。
- ・ 甲本課長、現場からの意見、他市の利用状況を含めた要望によるものです。
- ・ 岡本委員、他市で出勤時間と入室時間が違う方は、勤務時間になったら押してから仕事をしなさいということがあると聞きますので、そのようなことがあっては意味がなくなるのではないですか。
- ・ 甲本課長、今までもデータを提出してもらって勤務時間を把握しておりました。実際、毎日、朝8時15分に来て夕方4時45分に帰っている方がおられました。それでは勤務実態がわからないので、実際の来た時間、帰った時間を報告するよう校長に指導を行っています。正確な時間を把握することにより働き方改革につながる場所があると思います。
- ・ 福田教育長、他にはよろしいか。それでは他にご意見がございませんので、議案第

24号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、異議なしと認め、議案第24号を承認いたします。
- ・福田教育長、続きまして、「議案第27号 美作市指定重要文化財の指定に係る諮問について」社会教育課より説明をお願いします
- ・春名課長、「美作市指定重要文化財の指定に係る諮問について」説明させていただきます。

提案理由としましては、美作市宮本132に所在する「讚甘神社 本殿」について、美作市指定重要文化財申請書が提出されたことに伴い、美作市文化財保護条例第3条第3項の規定に基づき、美作市文化財保護委員会に意見求めるため、同委員会へ諮問してよろしいかお伺いするものです。申請の内容につきましては、担当者より説明させていただきます。

- ・池田係長、申請の内容について説明させていただきます。
美作市宮本にございます讚甘神社でございますが、申請者は氏子を代表して宮総代、それから実際に所有管理されております白岩さんの連名での申請を受けております。場所は、美作市宮本にあります讚甘神社です。
申請内容につきましては、讚甘神社が宮本武蔵の二刀流のヒントとなった逸話も残っております。しかし、神社自体の本殿の由来につきましては、文書等が焼失してわかっていません。現在、わかる範囲で江戸時代元禄8年（1695年）に再建された、また、嘉永5年（1850年）に今の社殿が建築されたということが載っておりますが、武蔵の里の歴史的な由来、また、建物自体の価値について文化財保護委員へ判断していただきたいと思ひまして、今回、議案としてあげさせていただいております。
- ・平田委員、鳥居は対象となっていませんか。
- ・池田係長、今回の申請は、本殿のみとなっております。
- ・平田委員、鳥居も含めた讚甘神社全体を対象とすることはできますか。
- ・池田係長、個々の申請があれば対象となります。破損した場合の補助対象等が不明確となりますので、個々の申請となります。
- ・平田委員、例えば鳥居だけという申請もできますか。
- ・池田係長、他の神社でも本殿が新しいということで、鳥居だけという申請もあります。
- ・福田教育長、他にはよろしいか。それでは他にご意見がございませんので、議案第27号につきまして、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- ・各委員、よろしい。
- ・福田教育長、異議なしと認め、議案第27号を承認いたします。

日程 第6 その他、

- ・福田教育長、日程第6その他に入らせていただきます。次回定例教育委員会の開催について。
- ・平田次長、次回の定例教育委員会は令和4年1月26日、水曜日、午前10時からの開催でお願いいたします。
- ・全員、よろしい。
- ・福田教育長、それでは次回の定例教育委員会は1月26日、水曜日、午前10時からでお願いいたします。

日程 第7 閉会

- ・ 福田教育長、午前10時23分、12月定例教育委員会を閉会する。

会議記録者 氏 名	教育総務課 河 本 俊 介	会 議 録 署 名	教育長 福田昌弘 委員 山本敏子
--------------	------------------	--------------	---------------------